

三重県公報

第七千九百九十九号

昭和三十一年四月十一日

水曜日

主要目次

告示

- 一 保険薬剤師指定
 - 一 計量器定期検査施行日割変更
 - 一 換地計画認可
 - 一 公共測量実施
 - 一 庁中事項
 - 一 叙任辞令
- 三 三 二 一 一

告示

◎三重県告示第二百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三および船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三の

規定により次のものを保険薬剤師として指定した。

昭和三十一年四月十一日

三重県知事 田中 覚

氏名	薬局の名称	同上所在地	指定年月日
田中 かつ	長谷川薬局	三重郡桶町大字南五味塚八四六	昭和三一、一
松田 種美	松田 薬局	熊野市木本町二二九	"
杉岡象一郎	杉岡屋薬局	熊野市木本町一二八	"
風間 政男	カザマ薬局	熊野市木本町一三八	"
宇井 園	宇井 薬局	南牟婁郡阿田和町四三二三	"

◎三重県告示第二百五十三号

松阪市の一部および一志郡における計量器定期検査施行（昭

和三十一年三月十六日三重県告示第百八十七号) 日程の一部をつぎのとおり変更する。

昭和三十一年四月十一日

三重県知事

田

中

覚

前日検査年月	変更検査年月	受付時間	検査場所	検査区域
昭和三十一年四月二十六日	昭和三十一年四月二十七日	午前八時から午後二時まで	美杉村役場	伊勢地支所管内一円
二十七日	二十八日	"	美杉村役場	太郎生支所管内一円
二十八日	二十六日	"	美杉村役場	八幡支所管内一円
五月八日	五月九日	午前九時から午後二時まで	白土町役場	倭支所管内一円
九日	八日	"	白土町役場	大支所管内一円
十五日	十六日	"	高岡支所	高岡支所管内一円
十八日	十七日	"	一志町役場	大井支所管内一円
十九日	十八日	"	一志町役場	波瀬支所管内一円
二十一日	十九日	"	川合支所	川合支所管内一円
二十二日	二十一日	"	嬉野町役場	中川支所管内一円

五月二十三日	五月二十二日	午前九時から午後二時まで	嬉野町役場	本庁管内一円
二十四日	二十三日	午前八時から午前十一時まで	嬉野町役場	嬉野町役場管内一円
"	"	正午から午後三時まで	宇気郷支所	宇気郷支所管内一円
二十五日	二十四日	午前九時から午後二時まで	松阪市役所	松阪市役所管内一円
三十日	二十五日	"	嬉野町役場	中郷支所管内一円
三十一日	三十日	"	豊田支所	豊田支所管内一円
六月一日	三十一日	"	三雲町役場	小野江支所管内一円
二日	一日	"	三雲町役場	三雲町管内一円
四日	五日	"	久居町役場	香良洲町全域
五日	四日	"	桃園支所	桃園支所管内一円

三重県知事

田

中

覚

◎三重県告示第百五十四号

伊勢市神社港三六番地、伊勢市神社土地改良区に対し換地計画のことを、昭和三十一年四月十日認可した。

昭和三十一年四月十一日

◎三重県告示第百五十五号

名古屋郵政局事業計画用通信地図調製のため、公共測量の実施について次のように同局長から通知があつたので測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項および第三十九条の規定に基いて告示する。

昭和三十一年四月十一日

三重県知事

田

中

覚

- 一 作業地域
員弁郡 員弁町、丹生川村、三里村、石榑村
三重郡 菰野町、鵜川原村、朝明村
四日市市
- 二 作業期間
昭和三十一年四月十五日から
昭和三十一年六月三十日まで
- 三 作業の種類
測鎖測量

庁中事項

◎叙任辞令

昭和三十一年三月二十一日

願に依り本職を免ずる。	三重県技術吏員 前河登
昭和三十一年三月三十一日	
願に依り本職を免ずる。	三重県技術吏員 大谷博
昭和三十一年四月一日	
願に依り本職を免ずる。	三重県事務吏員 池田道子
願に依り本職を免ずる。	三重県事務吏員 杉野信夫
願に依り本職を免ずる。	三重県事務吏員 矢野良三
願に依り本職を免ずる。	上嶋豊松
願に依り本職を免ずる。	三重県事務吏員 大仲正三
願に依り本職を免ずる。	三重県事務吏員 野村敏夫
願に依り本職を免ずる。	三重県技術吏員 川合勝
願に依り本職を免ずる。	農地農林部耕地指導課勤務を命ずる。

三、三重県技術吏員 西野和郎
松阪耕地事務所勤務を命ずる。

三、三重県技術吏員 入江邦男
四日市耕地事務所勤務を命ずる。

三、三重県事務吏員 野村敏夫
津耕地事務所兼務を免ずる。

三、三重県技術吏員 川合勝
津耕地事務所兼務を免ずる。

三、三重県技術吏員 西野和郎
農地農林部耕地事業課兼務を免ずる。

三、三重県技術吏員 高沖石一
農地農林部農地開拓課勤務を命ずる。

昭和三十一年四月二日

三、三重県監査委員に任ずる。(常勤)

杉野信夫

三、三重県監査委員に任ずる。(非常勤)

酒井万馬

昭和三十一年四月十日

三、三重県技術吏員 阪巻市雄

昭和三十一年度あん摩師、はり師、きゆう師試験委員長を命ずる。

三、三重県事務吏員 堀木良一

三、三重県技術吏員 植木恒道
三、三重県公立学校教員 山口邦太郎
三、三重県公立学校教員 中山弘一郎
三、三重県公立学校教員 浜田智

昭和三十一年度あん摩師、はり師、きゆう師試験委員を命ずる。

三、三重県事務吏員 天野利良

三、三重県事務吏員 井端丈三郎

昭和三十一年度あん摩師、はり師、きゆう師試験書記を命ずる。

◎正



手入済

昭和三十一年三月三十一日三、三重県公報外県有財産および營造物に関する条例施行規則の一部を改正する規則の附則中「二月一日から」は「三月二日から」の誤り。
(総務部庶務課)



手入済

昭和三十一年二月四日三、三重県公報第七千九百四十三号二頁の下段八行目の次に「様式中「昭和二十九年度」を「昭和三十年度」に改める。」を加える。
(農地農林部畜産課)